

滝沢市に建設関連業務委託契約競争入札参加資格を申請する方へ

1 資格要件について

- (1) 営業又は事業に関し、法律上資格が必要とされる場合においては、その資格を有する者
- (2) 審査基準日現在において、営業又は事業年数が1年以上の者
- (3) 審査基準日の直前2年以内の事業（営業）年度において、競争入札に参加を希望する建設関連業務についての業務履行実績を有する者
- (4) 市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反していない者

2 欠格要件

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止または事務所の閉鎖処分を現に受けている者
- (3) 役員等（代表役員等及び一般役員等をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するなど、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められる者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 滝沢市建設関連業務委託競争入札参加資格要綱（平成15年告示第25号）（以下、「要綱」という。）第8条第1項の規定により資格者名簿から抹消され、その抹消された資格者認定の有効期限が経過していない者
- (6) 資格審査申請書またはその添付書類に虚偽の掲載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

3 資格審査結果及び資格有効期間について

(1) 資格審査結果について

滝沢市のホームページにて入札参加資格者名簿を公表（令和7年4月1日頃掲載予定）しますのでご確認下さい。（郵送による資格審査結果の通知は行いませんのでご了承下さい。）

(2) 資格の有効期間について

資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

受付期間内に資格審査申請書を提出しない場合や記載内容の不備により資格審査申請書が返送され、受付期間内に再度審査を行い受理ができなかった場合は、次回の申請受付まで申請できません。

4 建設関連業務の種類と内容

滝沢市が発注する業務は次のとおりです。

業務の種類	業務内容
測量	※1 测量一般 ※2 地図の調整 ※3 航空測量
建築関係コンサルタント業務	※1 建築一般 2 意匠 3 構造 4 暖冷房 5 衛生 6 電気 7 建築積算 8 機械設備積算 9 電気設備積算 10 調査 11 工事監理（建築） 12 工事監理（電気） 13 工事監理（機械） 14 耐震診断 15 地区計画及び地域計画
土木関係コンサルタント業務	1 河川・砂防及び海岸・海洋 2 港湾及び空港 3 電力土木 4 道路 5 鉄道 6 上水道及び工業用水道 7 下水道 8 農業土木 9 森林土木 10 水産土木 11 廃棄物 12 造園 13 都市計画及び地方計画 14 地質 15 土質及び基礎 16 鋼構造及びコンクリート 17 トンネル 18 施工計画・施工設備及び積算 19 建設環境 20 機械 21 電気電子 50 土地区画整理事業
地質調査業務	1 地質調査
補償関係コンサルタント業務	1 土地調査 2 土地評価 3 物件 4 機械工作物 5 営業補償・特殊補償 6 事業損失 7 補償関連 8 総合補償 ※9 不動産鑑定

※印の業務は、関係法令に基づく登録がないと申請できません。

- (1) 「測量」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望するためには、契約を締結する事務所について測量法第 55 条の登録が必要です。
- (2) 「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」を希望するためには、契約を締結する事務所について建築士法第 23 条の登録が必要です。
- (3) 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望するためには、契約を締結する事務所について不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条による登録が必要です。

5 提出書類（市税の納税証明書について）

競争入札参加資格審査申請の手引き（共通編）にて、「直近 1 年分の未納がないことを証明する書類（提出日の直前 3 か月以内に発行されたもの）」と記載しておりますが、滝沢市税務部収納課にて発行できる「滞納のない証明書」でも申請可能です。

※ 市税の納税証明書は、滝沢市に納税義務がある場合のみ提出が必要です。